

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

## 所得税の予定納税について

**Q** 私は給与収入のほかに不動産に係る家賃収入がありありますが、予定納税を支払う必要はありますか？  
また、収入が給与だけの場合はいかがでしょうか？

## 解説

前年分の申告納税額が **15万円以上** の場合には予定納税額が課されます。

### 1. 所得税の予定納税の基本ルール

- ・前年分の申告納税額（確定申告で算出される税額-源泉徴収税額-各種控除額の税額）が **15万円以上** の場合に予定納税が課されます。
- ・予定納税は、原則として **7月と11月** に前年の税額の核 **3分の1ずつ** を納付します。

### 2. 給与所得と不動産所得がある場合

- ・このケースですと原則確定申告が必要です。
- ・不動産所得の分については源泉徴収が行われませんので、確定申告で納付額が生じます。その「申告納付額」が **15万円以上** であれば、予定納税が課されます。

### 3. 給与所得のみの方の場合

- ・給与所得者で年末調整が完全に済んでいる人は、確定申告をしないため、そもそも「申告納税額」が発生しません。なので、予定納税の基準額が出てこないため、**予定納税は発生しません**。
- ・ただし、給与だけでも確定申告が必要になるケース（給与を2か所以上からもらっており、年末調整されない給与がある場合や給与収入が **2000万円超の場合** など）では申告納税額が発生し、その額が **15万円以上** ならば予定納税が課されます。

## 要するに…

給与所得のみの方は通常は予定納税はありません。ただし、確定申告が必要な給与所得者は例外的に対象になる場合があります。給与以外に不動産所得などがある場合は、原則確定申告が必要なので、申告納税額が15万円以上なら予定納税があります。